

## 長野県雇用開発協会では

### 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構から委嘱され

“高齢者雇用アドバイザー”としてご活躍いただける方を募集します。

#### ◇高齢者雇用アドバイザー募集要領◇

本要領は、下記Ⅱの②に記載する高齢者雇用アドバイザーの資格認定講習受講者の募集を行うものですが、対象者は、以下のⅡ参考1に該当することはもとより、当協会の推薦により、当該講習を受講した後、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構(以下、「機構」という。)の「高齢者雇用アドバイザー資格認定及び委嘱を受け、当該アドバイザーとして活動する意志と熱意を有する者」といたしますので、ご留意ください。

#### ☆高齢者雇用アドバイザーとは

超高齢社会の到来を目前に控え、企業における定年の引上げ、継続雇用制度の導入又は改善等により少なくとも65歳までの高齢者の安定した雇用の確保が強く求められています。

企業が定年の引上げ、継続雇用制度の導入又は改善等を実現するためには、賃金・退職金制度を含む人事管理制度の見直し、職業能力の開発及び向上、職域開発・職場改善等、さまざまな条件整備に取り組む必要があります。

そこで、企業における条件整備の取組みを援助するため、高齢者雇用問題に精通した経営・労務コンサルタント、中小企業診断士、社会保険労務士等、専門的・実務的能力を有する方々を高齢者雇用アドバイザーとして機構が認定し、全国の機構都道府県地方分室(※)に配置します。

※：長野県においては、平成23年4月1日発足する組織ですが、現在は長野県雇用開発協会が機構から事業を受託し実施、また、アドバイザーが配置されています。

#### I 高齢者雇用アドバイザーの相談・援助業務

##### ◇相談・助言

- ・ 事業主等又は職業安定機関の要請に応じて、当該要請に係る事業主等に対し、高齢者雇用確保措置及び高齢者等の雇用管理改善の実施のための条件整備に係る次の事項について、具体的かつ実践的な相談・助言を行う。
  - イ 人事管理制度の整備に関する事項
  - ロ 賃金・退職金制度の整備に関する事項
  - ハ 職場改善、職域開発に関する事項
  - ニ 能力開発に関する事項
  - ホ 健康管理に関する事項
  - ヘ その他高齢者の雇用問題に関する事項

##### ◇企画立案

- ・ 高齢者雇用確保措置及び高齢者等の雇用管理改善の実施に取り組む事業主に対して、そのための諸条件の整備に伴う前項イ～ヘに係る個別課題について具体的な改善案を作成し提供する。

##### ◇企業診断システムを活用した相談・援助

- ・ 高齢労働力の活用に向けて、企業内において取り組むべき課題と方向性を整理するために開発されたコンピュータ利用による簡易型システムで、主に専用のチェックリストに回答することにより、企業における高齢化の現状と、経営者の考え方を整理・分析した診断結果を提供する。

企画立案、企業診断システム等を活用しつつ事業主が抱えている高齢者雇用に関する諸問題の解決を図っていく具体的かつ実践的な提案型の相談・援助を行っていくことが重要であること。

#### Ⅱ アドバイザー資格の認定に係る流れ(概要)

- ① 機構は、アドバイザー資格認定講習を修了した者についてアドバイザー資格の認定を行う。
- ② 資格認定講習の受講者は、機構が別に定める一定の学識・経験を有する者(※参考1)であつ

て、当協会長が推薦し、機構がアドバイザーとして適格者であると認めた者とする（※参考2）。

- ③ 機構は、資格認定講習を修了した者に対して修了証を交付する。
- ④ ③の修了証を交付された者のうちで、アドバイザー資格の認定を受けようとする者は、資格認定申請書を、協会を経由して機構に提出する。
- ⑤ 機構は、申請のあった者について資格の認定を行い、資格認定証を交付するとともにアドバイザー名簿に登録する。

（※参考1）

- ① アドバイザー業務を遂行するために必要な賃金・人事処遇、能力開発、職場改善・職域開発等の領域に関する専門知識、資格又は実務経験を有し、次の事項のいずれかに該当し、事業主による条件整備への自主的な取組を促進する具体的かつ実践的な相談・援助を行うためのコンサルティングに関する経験を有している者であること。
  - ・ 賃金・退職金制度、人事労務管理制度、職場改善、従業員の能力開発や健康管理等に関する実践的な研究に従事してきた学識経験者又は経営コンサルタント、中小企業診断士、社会保険労務士の資格等を保持し、高年齢者雇用確保措置の導入等高年齢者の雇用促進に係る諸問題に精通した者
  - ・ 企業の人事・労務担当経験者で高年齢者の継続雇用措置の実施の経験と知識を有する者
  - ・ 上記の者と同等以上と認められる者
- ② 公的性格の強いアドバイザー制度の趣旨を踏まえて、その役割を実践的かつ的確に遂行する意欲と能力を有する者であること。
- ③ 概ね5年以上の長期にわたる活動が見込める者であること。
- ④ パソコン等のOA機器を使用（ms word及びms Excel等の使用並びに電子メール及びインターネットの利用等）する技能を有すること。

（※参考2）

推薦に当たっては、協会による書類審査及び本人面談により決定します。  
なお、応募者が多数の場合は、本人面談に先立ち書類審査により一次選考を行います。

### Ⅲ 委嘱及び謝金等について

- ① 機構理事長は、アドバイザー名簿の中から選定した者に対して委嘱状により高年齢者雇用アドバイザーを委嘱する。
- ② 委嘱の期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。ただし、活動実績が優秀な者については再委嘱を行うものとする。
- ③ 相談・助言活動は協会が機構と調整のうえ決定する年間計画数と配属アドバイザー数を勘案の上で決定する件数を委嘱し、活動実績（件数）に応じた謝金（定額）及び活動旅費を機構が支払う。（平成22年度実績は、1人当たり平均65件実施、1件当たり謝金14,500円）  
なお、企画立案の実施については、別途機構の規定により一定額を支払う。（平成22年度実績は、1人1件実施、1件当たり平均200,000円）

### Ⅳ Ⅱの②に係る推薦者数及び活動地域について

- ・ 北信地域（ハローワーク長野・飯山・須坂管内） 1名  
（管内に居住し、地域の企業事情に詳しい方）

### Ⅴ 高年齢者雇用アドバイザー応募に必要な書類

- ・ 履歴書（所定様式、写真貼付）別紙1をダウンロードして使用
- ・ 職務経歴書（自由記述、専門分野についても記述すること）
- ・ 高年齢者雇用に関する論文（2,000字程度）
- ・ 専門分野調（所定様式）別紙2をダウンロードして使用

### Ⅵ スケジュール

- ・ 応募締め切り 平成22年12月27日（月）
- ・ 面接選考日 平成23年1月11日（火）又は12日（水） 日時はおって通知します。
- ・ 資格認定講習受講予定者者の決定 平成23年1月18日（火）
- ・ 資格認定講習日時 平成23年3月2日（水）～3月4日（金）（千葉市美浜区）  
" 場所 機構 障害者職業総合センター 研修室  
（千葉市美浜区若葉3-1-3）

## VII その他

本事業は、機構からの委託を受けて実施するものであり、当該委託の内容等の変更等によって、本募集要領の内容等が変更される場合がありますのであらかじめご了解願います。

## VIII 応募書類送付先及び募集に関する詳細についての問い合わせ先

〒380-8506 長野市南県町1040-1 日本生命長野県庁前ビル6階

(社)長野県雇用開発協会 高齢者雇用支援部

電話：026-226-4684 FAX：026-226-5134

担当：高齢者雇用支援部長 高橋 厚